

第 2 1 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 9 月 2 0 日 (木)

本会議終了後

と ころ 第 2 委 員 会 室

付議事項

1 9 月 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 追 加 議 案 に つ い て

- ・ 議案第 8 8 号 東下津地区内水対策施設整備工事（電気機械設備工事）請負契約の締結について
- ・ 議案第 8 9 号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について

(2) 議 事 日 程 変 更 案 に つ い て

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	26	水	午前 1 0 時	本会議	・ <u>議案 2 件を一括上程、説明、質疑及び委員会付託</u>
			本会議終了後	委員会	・ <u>一般会計予算決算常任委員会</u>
			委員会終了後	委員会	・ <u>総務文教常任委員会</u> ・ <u>産業建設常任委員会</u>

2 あいサポート団体認定申請に関する要望書・・・資料 1

3 モニター会議に向けて頂いた意見について・・・資料 2

4 その他

(1) 平成 3 0 年 第 4 回 (1 2 月) 定 例 会 日 程 案 に つ い て …… 資 料 3

(2) その他

2018年8月24日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

民生福祉常任委員会

委員長 吉永美子

副委員長 山田伸幸

委員 大井淳一郎

委員 杉本保喜

委員 恒松 恵子

委員 松尾数則

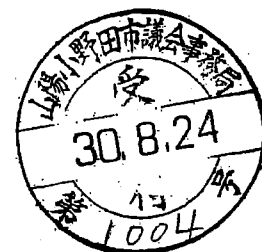
委員 栗田 松夫

あいサポート団体認定申請に関する要望書

議長におかれましては、平素より議会運営及び改革にご尽力いただき、敬意を表します。

さて、山口県におきましては、誰もが障がいについて理解を深め、障がいのある方へのちょっとした声掛けや配慮を実践し、障がいのある方が住みやすい地域社会を実現していく運動である、あいサポート運動を展開しており、その運動の趣旨に賛同する団体を、あいサポート団体として認定しております。本市議会といたしましても、この運動に賛同し、障がい者にとってより住みやすいまちづくりに協力していく姿勢を示していくことは、大変重要であると考えます。

そこで、県に対し、あいサポート団体として認定を申請していただけますよう、当委員会全員の署名を添え、要望致します。



内容	議会の考えと対応
<p>市議会モニターとしての意見</p> <p>山陽小野田市議会が議会改革の中で、議会基本条例の制定、議会報告会等につき全国的にも数少ない市議会モニター制度を導入された事を素晴らしい取り組みと受け止めています。</p> <p>しかし、公募でモニターになってからの、この一年は委嘱状が郵送だった事にはじまり、意見を文書で出すにしても何をどれくらいの頻度で？回答は？等々の疑問が多々あり、委嘱された7人のモニター同士の顔合わせもなく、対応や運営についての未熟さを強く感じ非常に残念に思っています。</p> <p>今回、私たちモニター有志の意見も受けて設置要綱の第1条に「市民と共に歩み、」が挿入された事など前進面もありますが、今後とも継続したご尽力に期待しています。</p> <p>しかし、「市民と共に歩み、」とは程遠い現実にやや失望しながら任期終了を前にしての意見を以下、提出します。</p> <p>① 12月議会の議会報告会の実施見送りは残念</p> <p>市議会広聴特別委員会で12月定例議会の議会報告会は行わないと決められました。新人議員が多いとか、参加者が少ないことなどが理由であった様ですが、報告会を重ねて実施する中で改善を図るべきであって一旦見送るという結果になった事をきわめて残念に思っています。</p> <p>定例市議会の度に6会場で実施される議会報告会は市政の重要な案件を市民に分りやすく説明するだけでなく、市民の質問や様々な意見を直接聞く機会でもあり、議員の負担はあっても得るものが多いので報告会は議会改革の一丁目一番地として頑張ってもらいたいです。</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>昨年度の市議会モニターへの委嘱については、御指摘のとおりであり反省しております。それを踏まえ、今期の市議会モニター様には、委嘱状の交付時に全員お集まりいただき、役割や活動内容等の説明をさせていただきました。</p> <p>広聴特別委員会に意見を送付していますのでお待ちください。</p>

内容	議会の考えと対応
<p>②議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する期間、提言する機関</p> <p>地方公共団体を代表して提案し執行する市長に対して議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する機関、提言する機関とされています。</p> <p>そのことを踏まえて見るなら津布田、下津、出合保育所の3保育所を廃止して厚狭駅南部の開発公社の所有地に統合新設するための土地購入費1億4,000万円を含む当初予算案が地元の合意形成が極めて不十分などから、予算委員会分科会や予算委員会で相当議論されたものの結果的に見直すことなく可決される見通しである事を極めて残念に思います。</p> <p>この事業については良好な子育て環境をどう作るか、人口減少が進む中でいかに中山間地のまちづくりを進めるか等、様々な角度からの検討が必要な重要な施策です。</p> <p>しかしながら、コンパクトシティや保育所の統廃合ありきの観点だけ、それどころか数年前の洪水被害や高すぎるために売れないと言われている駅前土地区画整理地区を早期に販売したいという意図が執行部にあり推し進められたと考えざるを得ない状況です。購入予定価格は、付近の売買実例と比べ数倍高いとも言われており、出合保育所の隣接地や近辺には広大で利用されていない市有地もあるのにこのまま事業を進めることが本当に市民のための市政なのか大いに疑問です。再度の見直しが必要なのではないでしょうか。</p> <p>この事業は今年の6月議会に補正予算等で可決されていますが住民への周知が全く不十分です。</p> <p>保護者説明会と4か所での住民説明会が行われましたが該当地区で行われたのは津布田地区だけ、なぜか出合地区では行われず厚狭地区複合施設で行われた説明会は10数人の参加で出合地区民はごく少なかったそうです。</p> <p>「公立保育所再編基本計画に係る説明会のご案内」と言うチラシが班回覧されたそうですが、読んでも出合保育所の廃止とは到底理解できないため、わざわざ厚狭の複合施設ま</p>	<p>本御意見については、今後の委員会審査等の参考にさせていただきます。</p>

内容	議会の考えと対応
<p>では行きませんでした。</p> <p>また、前身の幼稚園から数えれば60年以上もの歴史がある、小学校や公民館に隣接した地区の中心部の公共施設が理由も跡地利用の説明もなく廃止される事が決定されたことを多くの住民は知らないままです。</p> <p>議員は与党・野党に関係なく執行部が提案したことに対し「市民と共に歩み」の立場に立って判断をしていただきたいと切に思います。またそのことが執行部の力量を高めることにつながると確信しています。頑張ってください。</p>	

内容	議会の考えと対応
<p>一年間の市議会モニターを終えての意見</p> <p>26日の議会運営委員会におきまして「モニター制度」について協議がなされました。以前の議運におきまして「本議会の会期中に新要綱を決定する」とのお話でしたが、議運内において一致せず持ち越しとなりました。</p> <p>このことにつきましては、議運の皆さんの前向きな取り組みによるものであり、闊達な議論がなされていることと受け止め、今後に期待しております。</p> <p>モニター制度については次のような課題があると思います。</p> <p>1つはモニターの意見をホームページ等に掲載する場合に、全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文章について提出</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>平成30年4月24日に改正施行した市議会モニター設置要綱第3条において、モニターの職務をより明確にしました。また、第8条において、その職務に基づいた意見の取扱いを定義しました。</p> <p>なお、モニター個人からの意見は、これまで同様に受付け、回答をするとともに、随時意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力していきます。</p> <p>広聴特別委員会に意見を送付していただきます</p>

内容	議会の考えと対応
<p>者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。</p> <p>併せて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたかということには意味があります。市民としてモニターとして一所懸命考えたうえで提出した意見です。丁寧な取り扱いをお願いしたい。</p> <p>2つ目はその回答についてです。委員会で具体的に協議されていない回答と言わざるを得ません。想定以上の数の意見が出てきたこともあるかと思いますが、来年度についても、現実的に対応できないままでの意見募集では折角モニターに応募し時間をかけて意見提出をしても何の意味もないように感じます。</p> <p>今後、広聴委員会が対応されるとのことですが、「議運」から「広聴」に責任が移管されるだけではないでしょうか？本当に「目的に合致した意見」全てにちゃんとした回答が出されることになるのでしょうか。</p> <p>議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということです。</p> <p>広く市民の意見を聴くことに異論はありませんが、何よりもその意見に対して明確な回答が頂けなかった時のモニターの気持ちを考えていただけませんか。この状態が今後も継続された場合、この組織が「形骸化」するか、更には「信頼されない議会」になってしまうのではないかと危惧しております。</p>	<p>い。</p> <p>昨年度については、上記でも述べましたとおり、回答が遅れましたこと、おわび申し上げます。回答については、第3条の職務に規定した意見の提出を受けたものについて、きちんと対応していきます。</p> <p>モニターの存在の意味としては、第1条の設置にありますように市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるべく意見の提出を受けるためであると考えます。この趣旨を踏まえ、議会として対応していきます。</p>

内容	議会の考えと対応
<p>3つ目は、どのような位置づけで「モニター制度」をつくるのかということについてです。議運の議論の中で「諮問機関」や「附属機関」ではない、というお話がありました。条例等に当てはまる制度ではないことは承知しております。</p> <p>しかし議長名で公印の委嘱状を出されている時点で公的な「附属機関」では無いにしろ、議会に「附属する機関」ではないでしょうか？ここがポイントで、附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状がでないと解釈しておりますがいかがでしょうか？</p> <p>最後に、モニターの任期は3月31日で終了となりますが、3月5日に提出しましたNo.7の意見について取り扱われず無視をされたままで、この度の議運が終わり、何のご連絡も頂けませんでした。私なりに「前向きな意見を」と、最後まで取り組んできましたが、任期を終了するにあたりとても残念です。</p> <p>モニター制度は「市民とともに」歩むことにより、議員個々の活動だけでなく、「議会」という1つの集合体として取り組むことで個々の資質の底上げを行っていただき切磋琢磨することで「市民から信頼される議会」となる制度だと思います。この1年間色々なことを申し上げてきましたが、是非とも更に前進していくことを願っております。</p>	<p>委嘱については、設置要綱第1条のとおり市民からより信頼される議会となるべく、モニターという役割をお願いすることと理解しています。したがって、議会を代表して議長がモニターを委嘱しておりますが、「附属する機関」という解釈でなくとも委嘱状を交付することができると思います。</p> <p>なお、附属する機関でないとしても、モニターの方々には十分な責務をお願いしていると考えています。</p> <p>こちらについては、既に、ホームページに公表をしました。回答が遅れまして申し訳ありません。</p> <p>いただいた御意見を受け、少しずつ改善をしていき、よりよい議会となるべく努力していきます。</p>

内容	議会の考えと対応
<p>一年間の総括について</p> <p>モニターの目的は市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させることである。私自身、モニターの活動内容である、本会議等の傍聴、ネット中継の視聴、議会報告会に参加、議会だより等に対する意見の提出の中でどれだけの活動ができ、意見の提出ができたかどうか、反省している。モニターとして市民の声が反映できたかどうか、自問している。</p> <p>ただ、モニターとして少しかかわった中で感じたことは、本来の目的である「市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させること」に対して、モニターの意見が具体的にどう反映されていくのだろうかというプロセスが理解できなかった。</p> <p>そのためにはモニターの役割を明確化し、モニターからの意見に対して議会がどう対応したかを具体的に示す必要があると感じた。</p> <p>それが本来の目的であるモニターを通しての市民の声になるのだろうかと思った。</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>平成30年4月24日に改正施行した市議会モニター設置要綱第3条において、モニターの職務をより明確にしました。また、第8条において、その職務に基づいた意見の取扱いを定義しました。</p> <p>なお、モニター個人からの意見は、これまで同様に受け付け、回答をするとともに、随時意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力していきます。</p>

平成30年第4回（12月）定例会日程案

資料3

月	日	曜日	日程	備考
11	22	木		
	23	金	(勤労感謝の日)	
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火	告示	
	28	水	一般質問通告締切	
	29	木	議運	
	30	金		
12	1	土		
	2	日		
	3	月		
	4	火	本会議初日	
	5	水	委員会・分科会	
	6	木	委員会・分科会	
	7	金	委員会・分科会	
	8	土		
	9	日		
	10	月	委員会予備日	
	11	火	一般質問	
	12	水	一般質問	
	13	木	一般質問	
	14	金	一般質問	
	15	土		
	16	日		
	17	月	一般質問	
	18	火	休会（議事整理日）	
	19	水	一般会計予算決算常任委員会	
	20	木	休会（議事整理日）	
	21	金	本会議最終日	
	22	土		
	23	日	(天皇誕生日)	
	24	月	振替休日	
	25	火		
	26	水		
	27	木		
	28	金		